

改正後

第1 施行規則第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目並びに施行規則第6条の2第1項及び第2項の国土交通大臣が定める点検の項目のうち、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備に係るものは、別表第1(イ)欄に掲げる検査項目のうち一項(十)、(十一)及び(十七)から(二十二)まで、別表第2(イ)欄に掲げる検査項目のうち一項(十八)、(十九)、(三十七)及び(三十八)並びに二項(二十四)並びに別表第四(イ)欄に掲げる検査項目のうち三項(七)とする。

第2 施行規則第6条第2項の検査及び施行規則第6条の2第1項の点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準のうち、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備（平成20年国土交通省告示第282号第4第二号に掲げる建築物に設けるものを除く。以下「換気設備等」という。）に係るものは、次の各号に掲げる換気設備等の種類に応じ、当該各号に定めるところとする。

二 換気設備 別表第1(イ)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項（法第12条第4項の規定による点検を要する換気設備にあっては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。

二 排煙設備 別表第2(イ)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項（法第12条第4項の規定による点検を要する排煙設備にあっては、損傷、腐食、その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。

三 非常用の照明装置 別表第3(イ)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項（法第12条第4項の規定による点検を要する非常用の照明装置にあっては、損傷、腐食、その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。

四 給水設備及び排水設備 別表第4(イ)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項（法第12条第4項の規定による点検を要する給水設備及び排水設備にあっては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。

2 特定行政庁は、前項に規定する定期検査等の項目、事項、方法及び結果の判定基準について、規則で、必要なものを付加することができる。

3 法第68条の25第1項又は法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法を用いた換気設備等に係る定期検査等については、当該認定に当たって検査又は点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準（以下この項において「認定検査項目等」という。）が定められている場合においては、前2項の規定にかかわらず、当該認定検査項目等によるものとする。

第3 施行規則第6条第3項の国土交通大臣が定める検査結果表のうち、換気設備等に係るものは、次の各号に掲げる換気設備等の種類に応じ、当該各号に定めるところとする。

一 ～ 四（略）

別表第2

		(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準
(略)					
三 令第 126 条の 2 第 1 項 に規 定す る居 室等	(一)	可動防煙壁	(略)		(略)
	(二)		(略)		
	(三)		煙感知器による連動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	(略)
	(四)～(六)		(略)		(略)
			(略)		
(略)					
次の表の上[左]欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下[右]欄に掲げる記録がある場合には、(ハ)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。					

改正前

第1 施行規則第6条第1項並びに第6条の2第1項及び第2項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第1(イ)欄に掲げる項目のうち一項(九)、(十)及び(十六)から(二十一)まで、別表第2(イ)欄に掲げる項目のうち一項(十八)、(十九)、(三十七)及び(三十八)並びに二項(二十四)並びに別表第4(イ)欄に掲げる項目のうち三項(七)とする。

第2 定期検査等は、施行規則第6条第2項及び第6条の2第1項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備（平成20年国土交通省告示第282号第1第一号に規定する小規模民間事務所等に設けるものを除く。以下「換気設備等」という。）について、次の各号に掲げる別表第1から別表第4までの(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項（ただし、法第12条第4項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

二 換気設備 別表第1

二 排煙設備 別表第2

三 非常用の照明装置 別表第3

四 給水設備及び排水設備 別表第4

2 前項の規定にかかわらず、法第68条の25第1項又は法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法を用いた換気設備等に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第10条の5の21第1項第三号に規定する図書若しくは同条第3項に規定する評価書又は施行規則第10条の5の23第1項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合においては、当該方法によるものとする。

第3 換気設備等の検査結果表は、施行規則第6条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築設備の種類に応じ当該各号に定めるところとする。

一 ～ 四（略）

別表第2

		(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準					
(略)										
三 令第 126 条の 2 第 1 項 に規 定す る居 室等	(一)	可動防煙壁	(略)		(略)					
	(二)		(略)							
	(三)		煙感知器による連動の状況	作動の状況を確認する。	(略)					
	(四)～(六)		(略)		(略)					
			(略)							
(略)										
次の表の上[左]欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下[右]欄に掲げる記録がある場合には、(ハ)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。										

一項(九)、(十八)、(二十)、(三十七)、(三十九)及び(四十九)、二項(二十四)並びに三項(三)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録
一項(二)、(四)、(六)から(八)まで、(十)、(十二)から(十四)まで、(十六)、(十九)、(二十一)、(二十二)及び(二十七)、二項(一)から(四)まで、(六)から(八)まで、(十)、(十二)、(十三)、(十六)から(二十)まで及び(二十六)から(二十八)まで、三項(二)、(五)及び(六)並びに四項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)まで	前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

別記第一号（A4）

検査結果表 (換気設備) (略)					
番 号		検 査 項 目 等		(略)	
1		法第 28 条第 2 項又は第 3 項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）			
(1)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空調和式を含む。）の外観	給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水の浸入等の防止措置の状況		
(2)～(9)		(略)			
(10)・(11)		(略)			
(12)～(22)	(略)				
(略)					

- (注意)
- ① ～ ⑫
- ⑬ 4「上記以外の検査項目等」欄は、第 2 第 2 項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第 2 第 3 項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑭・⑮ (略)

別記第二号（A4）

検査結果表
(排煙設備)
(略)

(注意)

① ～ ⑬

⑭ 5「上記以外の検査項目等」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。

⑮・⑯ (略)

別記第三号（A4）

検査結果表
(非常用の照明装置)
(略)

(注意)

① ～ ⑪ (略)

⑫ 7「上記以外の検査項目等」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。

⑬・⑭ (略)

別記第四号（A4）

検査結果表
(給水設備及び排水設備)
(略)

(注意)

① ～ ⑩ (略)

⑪ 4「上記以外の検査項目等」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。

⑫・⑬ (略)

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

一項(九)、(十八)、(二十)、(三十七)、(三十九)及び(四十九)並びに二項(二十四)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録
一項(二)、(四)、(六)から(八)まで、(十)、(十二)から(十四)まで、(十六)、(十九)、(二十一)、(二十二)及び(二十七)、二項(一)から(四)まで、(六)から(八)まで、(十)、(十二)、(十三)、(十六)から(二十)まで及び(二十六)から(二十八)まで、三項(二)、(三)、(五)及び(六)並びに四項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)まで	前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

別記第一号（A4）

検査結果表 (換気設備) (略)					
番号	検 査 項 目 等			(略)	
1	法第 28 条第 2 項又は第 3 項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）				
(1)	機械換気設備	機械換気設備 (中央管理方式の空気調和設備を含む。)	給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況		
(2)～(9)			(略)		
(10)・(11)		(略)			
(12)～(22)	(略)				
(略)					

- (注意)
- ① ～ ⑫ (略)
- ⑬ 4「上記以外の検査項目等」は、第 2 ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第 2 第 2 項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第 2 第 2 項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。
- ⑭・⑮ (略)

別記第二号（A4）

検査結果表
(排煙設備)
(略)

(注意)

① ～ ⑬

⑭ 5「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。

⑮・⑯ (略)

別記第三号（A4）

検査結果表

(非常用の照明装置)

(略)

(注意)

① ～ ⑪ (略)

⑫ 7「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。

⑬・⑭ (略)

別記第四号（A4）

検査結果表

(給水設備及び排水設備)

(略)

(注意)

① ～ ⑩ (略)

⑪ 4「上記以外の検査項目等」は、第 2 ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第 2 第 2 項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第 2 第 2 項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑦から⑩に準じて検査結果等を記入してください。

⑫・⑬ (略)